

新潟県パートナーシップ制度における見附市の対応

新潟県が、令和6年9月より「新潟県パートナーシップ制度」を開始します。この制度は、双方又はいずれか一方が性的マイノリティである二人が、パートナーシップ関係にあることについて県へ届出を行い、県が届出受領証等を交付して、届出があったことを証明する制度です。

見附市としても、多様な性自認、性的指向を持つ人々が自分らしく生きる場を提供するために、県パートナーシップ制度を利用する2人が活用できる多くの行政サービスを用意しました。

またこれを機に、市民や職員に性の多様性についての理解を深めてもらうために人権講演会を企画しましたのでお知らせします。

1. 新潟県パートナーシップ制度に対応している見附市の行政サービス

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1 保育園の入園、教育・保育給付認定 ★ | 9 救急出動証明 ★ |
| 2 放課後児童クラブの入会申込 ★ | 10 罹災証明書（火災）の申請・受領 ★ |
| 3 小・中学校の就学援助制度 ★ | 11 被災証明書の申請・受領 ★ |
| 4 小・中学校の特別支援教育就学奨励制度 ★ | 12 罹災証明書（地震、水害）の申請・受領 |
| 5 特別支援学校就学助成 ★ | 13 犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金） ★ |
| 6 公営住宅の入居申込 ★ | 14 住民票の続柄「縁故者」と記載 ★ |
| 7 見附市移住支援金 | 15 世帯員の住民票取得 |
| 8 見附市子育て世帯移住支援金 | 16 軽自動車税の身体障害者等に対する減免申請 |

※ ★ のついている行政サービスは、手続き時に届出受領証等の提示が必要。

※ パートナーシップ関係にある方が、夫婦や家族等に関連した行政サービスの対象になるかどうか判断ができるよう、新潟県パートナーシップ制度の利用有無にかかわらず利用できるものも含む。

2. 人権講演会の実施「誰もが生きやすい社会に向けて～性の多様性について学びませんか？～」

- ・日時／場所：10月7日（月）13：30～15：30／見附市役所4階 大会議室
- ・講師：勝又 栄政（かつまた てるまさ）（宮城教育大学非常勤講師、トランスジェンダー男性（性別不合）当事者）
- ※ 講師はオンラインで講演されます。
- ・参加費：無料（申込不要）

【参考】新潟県パートナーシップ制度の概要

① 届出対象者の要件

- ・少なくとも一方が県内に住所を有すること、又は転入予定であること
- ・双方が成年（満18歳）に達していること
- ・双方が結婚していないこと、また他の者とパートナーシップ関係にないこと
- ・双方が民法により婚姻できない関係にないこと（双方がパートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている場合等を除く）

② 届出の方法等

- ・新潟県へ電子申請、郵送、持参のいずれかの方法で提出
- ・新潟県が不備のない届出を受理してから届出受領証等を交付（「本人限定受取」により郵送）